

## 令和7年度(令和6年分)市県民税申告日程について【国分・隼人地区】

**申告会場：霧島市役所（本庁舎）1階 総合案内横（エントランスホール）**

**受付時間：8：30～16：00**

**申告期間：令和7年2月3日（月）～令和7年3月17日（月）**

**住所等の割り振りはありません。期間内にご来場ください。**

※昼時間(12:00～13:00)も受け付けています。

※土日、祝日は、令和7年3月9日(日)のみ受け付けています。

※選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

※駐車場については、お祭り広場駐車場等をご利用ください。

### ◎来場される前にご確認ください。

・ 農業、営業、不動産所得のある方は、「収支計算書」を作成してからお越しください。

・ 医療費控除を受けたい方は、「医療費控除の明細書」を作成してからお越しください。

※経費や医療費の領収書を持参されても、職員は振り分けや計算、作成は行いませんので、必ず来場される前に済ませてお越しください。

### ◎無収入や障害年金等の非課税収入のみの方は、「市県民税簡易申告書」をお使いください。

該当される方は、別紙「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。「申告書」の裏面をよく読んで、ご提出ください。

### ◎申告開始当初や終了間近は混み合います。

来場者が多いと待ち時間が長くなる場合がありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以下の方は加音ホールでの申告になります

- ①住宅ローン控除の初年度の申告 ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告  
③配当所得の申告 ④先物取引に係る所得の申告 ⑤青色申告  
⑥雑損控除の申告

※②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所の会場で申告ができる場合があります。

#### 加治木税務署及び加音ホール案内図

##### 【加治木税務署】

●所在地  
〒899-5291  
始良市加治木町諏訪町13番地  
電話：(代表)0995-62-2161

●交通機関  
JR日豊本線加治木駅から徒歩5分

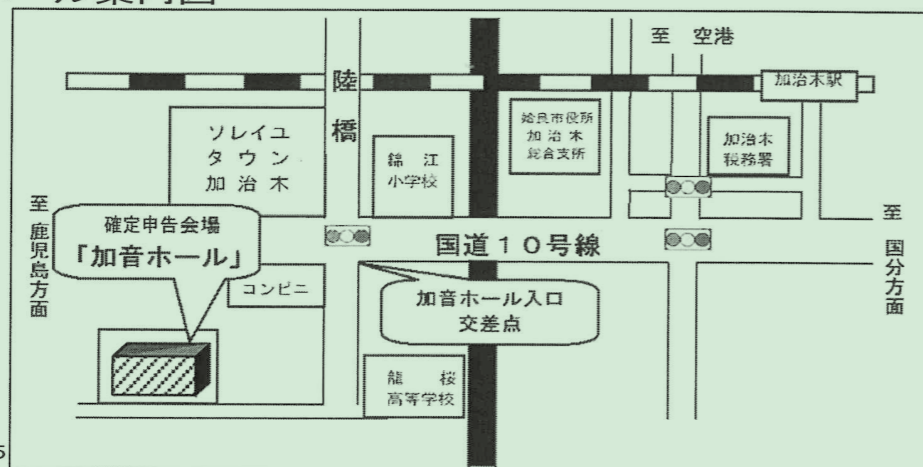
●管轄区域  
霧島市・伊佐市・始良市・始良郡

##### 【加音ホール】

●所在地  
〒899-5241  
始良市加治木町木田5348番地185  
受付時間：午前9時から午後4時まで

日程：令和7年2月17日(月)～3月17日(月)（土日、祝日を除く）

※入場には、整理券が必要です。（オンラインでの事前予約と会場での当日配布があります。会場での当日配布は数に限りがありますのでご注意ください。）



## <市県民税の申告についてよくあるご質問>

### ○確定申告と市県民税申告は何が違いますか。

確定申告は国税である所得税の申告で、市県民税申告は地方税の市県民税の申告です。確定申告をすると税務署から市に情報が届きますので、市県民税申告をしたこととなります。

### ○確定申告が必要ない人も市県民税申告は必要ですか。

市県民税申告は全ての収入を申告しなければなりませんので、裏面の「市県民税申告のご案内」に該当する方は申告してください。

### ○市役所の会場で申告できないものはありますか。

土地の売却などできないものがありますので、申告日程表の表面をご確認ください。

### ○年金の収入のみですが、申告が必要ですか。

年金収入が148万円(65歳未満は98万円)以下の方は、原則、申告の必要はありません。ただし年金の種類が障害年金等の非課税収入のみの方であっても、申告が必要な場合もありますので、裏面の「市県民税申告のご案内」をご確認ください。

### ○収入がなくても申告が必要ですか。

無収入の方や障害年金等の非課税収入のみの方も、裏面の「市県民税申告のご案内」に該当する方は申告が必要です。別紙の「市民税簡易申告書」を提出してください。

### ○申告には何が必要ですか。また、代理でも申告できますか。

申告の内容によって必要な書類が異なります。裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、申告の際にお持ちください。申告に必要な書類をお持ちいただければ、代理でも申告できます。

### ○源泉徴収票がないのですが、どうすればよいですか。

給与所得者は会社や雇い主、年金所得者は年金機構などの支払者へ発行を依頼してください。発行ができない場合は、加治木税務署にご相談ください。

### ○年末調整済みの給与と年金の収入がありますが、年金のみ申告すればよいですか。

申告は全ての収入を申告しなければなりませんので、裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、お持ちください。

### ○支払った医療費を申告(医療費控除)すれば、お金が戻ってきますか。

医療費控除は、医療費が戻ってくるのではなく、所得から差し引くことで所得税や市県民税が減額されるものです。医療費控除の対象となるものは、国税庁のホームページをご確認ください。

### ○家族を扶養に入れる(配偶者、扶養控除の追加)にはどうすればよいですか。

本人と家族の収入が分かるものなどをお持ちいただき、申告の際に担当職員に申し出てください。

### ○ふるさと納税のワンストップ特例をしましたが、医療費控除を追加したいと思っています。何が必要ですか。

医療費控除を受けるための書類に加えて、「寄附金受領証明書」と裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、該当するものをお持ちください。

### ○申告会場の待ち時間はどのくらいですか。事前予約はできますか。

混雑状況によって所要時間は異なります。来場される際は、お時間に余裕を持ってお越しください。また、事前予約はできません。受付順に番号札を交付します。

市県民税についてのお問い合わせ先

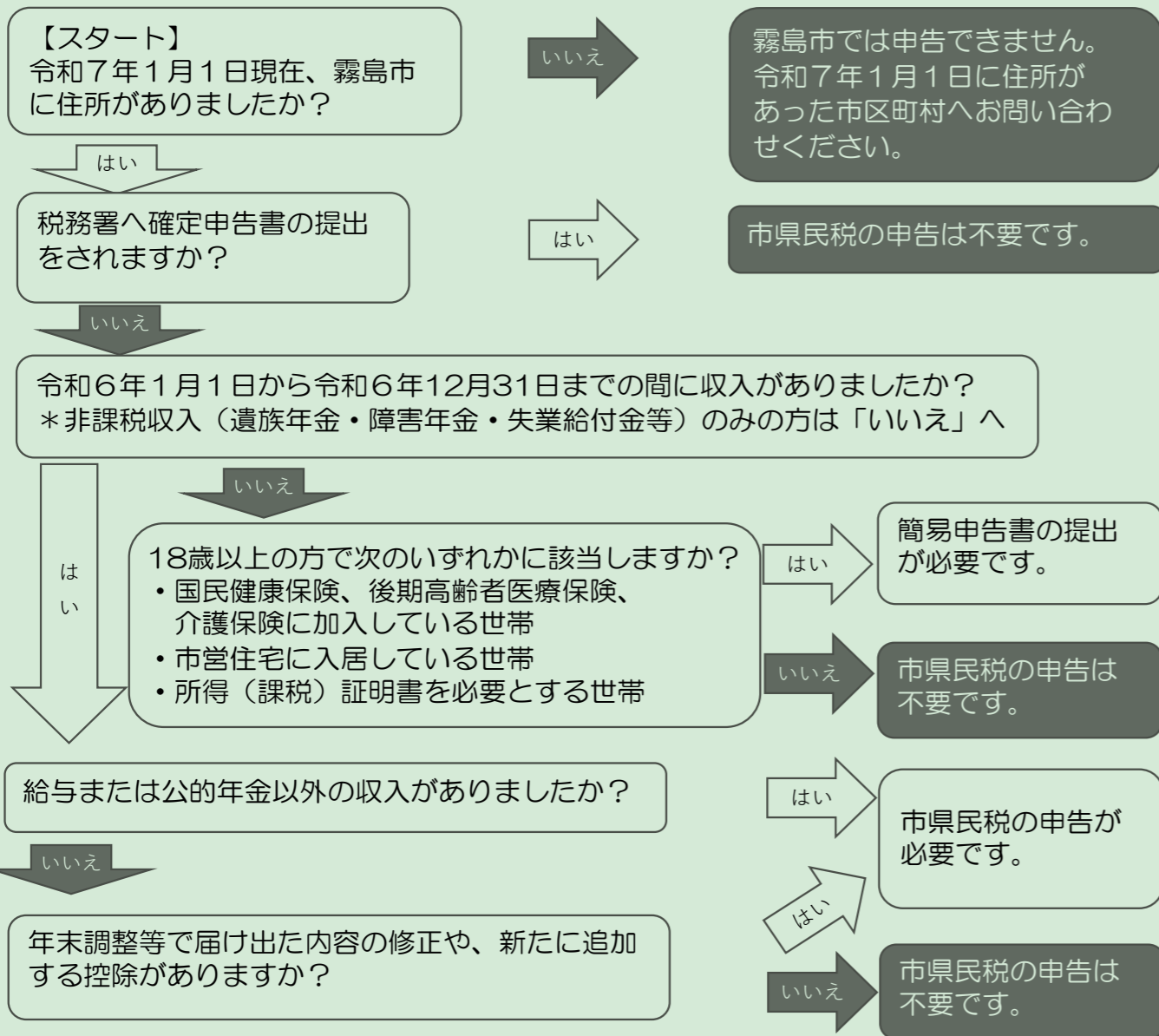
霧島市税務課市民税グループ 電話：0995-45-5111(内線1371～1378)

令和7年度  
(令和6年分)

## 市県民税申告のご案内

### ■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



### ★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

全戸配布をしている「申告日程表」は、ホームページや広報誌にも掲載していることから、来年度からは班回覧へと変更いたします。それに伴い、「市県民税簡易申告書」、「簡易農業所得収支計算書」、「医療費控除の明細書」も、来年度からは全戸配布を廃止いたします。必要な方は、今年度申告した際に来年度分を持ち帰るか、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口での受け取り、霧島市のホームページ内で検索、若しくは下記のQRコード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード  
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>  
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1  
霧島市役所 税務課 市民税グループ 宛  
ファックス：0995-64-0931  
メール：shinkoku@city-kirishima.jp

### ■申告に必要なものについて

#### ①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

#### ②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)。	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの。	

#### ③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための資料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

#### ④障害者控除を受けるための資料

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

#### ⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための資料

対象者に収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

#### ⑥医療費控除を受けるための資料

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」が必要です。

#### ⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための資料

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

#### ⑧申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる資料

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく  
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。